

応援します！地域福祉活動助成事業 説明会

日 時 令和3年2月22日（月）

午前の部：10時～11時30分

午後の部：14時～15時30分

会 場 所沢市こどもと福祉の未来館1階
多目的室1・2号

次 第

1. 開 会

2. 応援します！地域福祉活動助成事業について

○事業の概要（要綱一部改正に伴う変更点）について

○様式の記入について

○提出期間について

○「共同募金ありがとうメッセージ」について

3. そ の 他

○その他の助成金について

○ボランティアグループ・市民活動団体登録について

○ボランティア保険について

○ボランティア情報配信サービスについて

○CSWについて

4. 閉 会

応援します！地域福祉活動助成事業について

○事業の概要

- P.4～7 「応援します！地域福祉活動助成事業実施要綱」参照
P.8～9 「応援します！地域福祉活動助成事業 Q&A」参照

○様式の記入について

- P.10～12 「応援します！地域福祉活動助成事業申請書（様式第1号）」
記入見本参照
P.13～15 「地域福祉活動助成事業報告書（様式第3号）」
記入見本参照
P.16 参考：受領書サンプル

○共同募金ありがとうメッセージについて

- P.17 「共同募金ありがとうメッセージ」の提供について（お願い）参照

○提出期間について

報告書：活動終了後30日以内ですが、返金が生じる可能性がある場合は、
2月26日（金）までにボランティアセンターへご相談ください。
※返金手続きは3月26日（金）までとなります。
申請書：令和3年3月1日（月）～4月30日（金）必着
※令和2年度に助成を受けている団体については、報告書の提出後、申請を受付ます。

その他

○その他の助成金について

- P.18 「助成金を探すには…」参照

○ボランティアグループ・市民活動団体登録

- P.19～20 「ボランティアグループ・市民活動団体情報登録実施要綱」参照

○ボランティア保険について

令和3年度の用紙は、3月1日（月）～配布、受付となります。

- ・ボランティア活動保険の特定感染症に指定感染症（新型コロナウイルス）が追加され、補償の対象になっています。
- ・ボランティア行事用保険は、「新型コロナウイルス感染症」は、補償対象外となります。

- ・行事開催を中止した場合は、開催予定日の前日までに（土日祝、年末年始除く）手続きを申請されれば、保険料が返戻されます。まずは、本会ボランティアセンターにご連絡ください。
- ・加入申請書および振込用紙は、ボランティアセンターで配布の他、各まちづくりセンターに設置してあります。

遅くとも保険開始日の3日前までには、手続きを完了させてください。



①まちづくりセンターに設置されている加入申込書と振込用紙に必要事項を記入

②記入した振込用紙で保険料を振込（郵便局から手数料無料）

③加入申込書と振込控えをボランティアセンター窓口に直接に提出（平日8：30～17：15）

保険内容は、福祉保険サービスのホームページからも詳しくご覧になれます。

<https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/top.php>

○ボランティア情報配信サービス

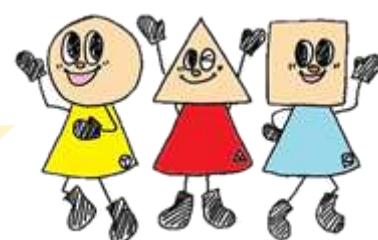
ボランティア情報や社協からのお知らせを配信しています！

LINEで受け取る場合は

友だち⇒友だち追加⇒QRコード



**LINEのIDは
@bjj6661jです**



メールで受け取る場合は

左のQRコードを読み取るか、
以下のメールアドレスにからメール

**tokoshakyo-vcinfo@
fl20.asp.cuenote.jp**

一部対応していない携帯電話の機種がございますので、
ご了承ください。



応援します！地域福祉活動助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、赤い羽根共同募金を活用し、地域福祉活動を財政面から援助することにより、住民参加による福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（対象となる団体）

第2条 対象となる団体は、所沢市民を中心とした5名以上の会員で運営し、所沢市内において無償で活動をする宗教又は政治を目的としない団体で次の各号に該当するものとする。ただし、前年度の助成金の交付を受けたにもかかわらず、報告書未提出の団体は除くものとする。

（1）申請時において地域福祉を推進する活動を行っている団体

（2）助成金の交付を申請する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）中に地域福祉を推進する活動の開始を予定している団体

（対象となる活動）

第3条 対象となる活動は、一の年度中に開始し終了する高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭などを対象とした地域福祉活動で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、会員以外の参加者が過半数に満たない活動、自主財源のない活動及び行政からの助成金など資金援助のある活動は対象としない。

（1）複数回のサロン活動及び配食活動等の実施

（2）単発の交流会及びイベント等の実施

（3）地域福祉に関する学習及び研修会の実施（広く市民に学びの場を提供するものとし、自主研修を除く。）

（4）当該申請年度中に団体を設立するための準備経費及び事業費の一部

（申請回数等の制限）

第4条 同一の団体が一の年度に申請できるものは、前条各号の活動のいずれかとする。ただし、前条第4号に関しては重複の申請を認める。

（助成金の限度額）

第5条 助成金申請額は計画する活動総予算の2分の1の額である助成基準額と別表に規定する助成限度額を比較してどちらか少ない額以内とする。

（対象外の経費）

第6条 次の各号に掲げる経費は助成の対象としない。

（1）助成の対象以外の活動及び事前の現地視察の経費

（2）団体の運営に関する経常経費

（3）団体設立時以外の備品購入（購入金額2万円以上かつ使用可能年数が1年以上のもの。）

（4）儀礼的・交際費的経費（飲食、接待、寸志、心づけ、土産等）

（5）飲食店での飲食代及び弁当の購入代等

（6）すべての活動に関する飲酒

（7）収益を得るための経費

(申請の方法)

第7条 この事業の助成を希望する団体は、事業を行おうとする年度の開始 1箇月前から当該年度の 4月末日までの間に、応援します！地域福祉活動助成事業申請書（様式第 1号）に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会会长（以下「本会会長」という。）に提出しなければならない。ただし、本会会長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 4 号に該当する事業を行おうとする場合の申請期間は、事業を行おうとする年度の開始 1 箇月前から当該年度の 2月末日までとする。

(申請受付の終了)

第8条 前条の規定にかかわらず、この事業の申請受付は、この事業に係る当該年度予算が無くなり次第終了とする。

(助成金の決定)

第9条 本会会長は、申請内容を審査し、助成金交付の適否を決定し、その旨を応援します！地域福祉活動助成事業決定通知書（様式第 2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 本会会長は、助成金を交付決定した後、申請者から指定された金融機関に助成金を振込むものとする。

2 助成金は、交付決定した日の属する月の翌月 20 日付の振込みを原則とする。ただし、活動の実施期間により、本会指定日又は前期分・後期分の 2 回に分けての交付とすることができる。

(実施の報告)

第11条 助成金の交付を受けた者は、応援します！地域福祉活動助成事業報告書（様式第 3号）に領収書の写しを添付して、活動終了後 30 日以内に事業の報告を行うものとする。

(助成金の返金)

第12条 助成金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金を現金によって本会に速やかに返金するものとする。

- (1) 計画した事業を一切実施しなかった場合は、その全額を返金する。
- (2) 支出金額の 2 分の 1 が助成基準額を満たさなかった場合は、その差額を返金する。
- (3) 助成の対象となった活動以外に助成金を支出した場合は、その金額を返金する。
- (4) 会員以外の参加者が予定の 3 分の 1 以下に減った場合は、やむを得ない場合を除き、その全額を返金する。
- (5) 第 3 条第 1 号に該当しない交付で残金が発生する場合は、その金額を返金する。

(助成金使途等の公開)

第13条 本会は、本事業の実施に伴い、入手した情報のうち、個人情報を除き、団体名、活動内容及び助成金の使途などを一般公開することがある。

(委任)

第14条 この要綱に定めるものほか、本事業に関し必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 応援します！ふくし活動助成事業要領 [平成 15 年 4 月 1 日施行] 及びボランティアグループ組織運営費助成事業要綱 [平成元年 4 月 1 日施行] は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際に、ボランティアグループ組織運営費助成事業要綱により助成金の交付決定を受けたグループは、同要綱第 5 条第 2 項に規定する助成期間に到達する迄はなお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

助成区分	対象活動	助成限度額
第1号	複数回のサロン活動や配食活動等の実施	150,000 円以内。ただし、活動 1 回当たり 10,000 円を限度とし、活動回数に加算する。
第2号	単発の交流会やイベント等の実施	40,000 円以内
第3号	地域福祉に関する学習・研修会の実施 (自主研修を除く。広く市民に学びの場を提供するもの。)	30,000 円以内
第4号	当該申請年度中に団体を設立するための準備経費及び事業費の一部	30,000 円以内

補則

応援します！地域福祉活動費助成金について

1 申請書及び報告書における支出項目については、以下の項目を適用してください。

支出項目	該当するもの
食材費	交流会及び、茶話会等の食材費、主に食品関係。
入場料	各施設見学等にかかる入場料。
交通費	高速道路代金、ガソリン代、電車賃等。
印刷代	各イベント、食事会、茶話会、研修会等活動時の写真代及び会議・報告等に使用する資料のコピー・印刷代。
宿泊費	宿泊に伴う代金。
保険代	ボランティア行事保険又開催事業かかる保険代等（但し、ボランティア保険等の個人の保険は除きます。）
消耗品代	割り箸、紙ナフキン、ラップ、洗剤、文房具、配布資料の用紙等。
備品代	団体設立時のみ対象。購入金額2万円以上、かつ使用可能年数が1年以上のもの。
謝礼金	講師料、講師交通費。ただし、主催団体の会員や参加者が講師となる場合は対象外。
通信費	切手、はがき等にかかる代金。
賃借料	利用会場の使用費、バスの借上げ代等。
繰越金	複数回のサロン活動や配食活動で次年度の運転資金としての繰越金が発生した場合のみ。報告書の「活動費支出済額」へは、繰越金の額を差し引いた額を記入すること。
その他	衛生費（検便等の検査料）等。

2 支出する際の注意事項について

- ・項目ごと分けて品物は購入し、レシートを受け取ってください。
- ・レシートは支出項目ごとに重ならないように紙に貼って提出してください。

3 返金について

要綱第12条に該当する場合、助成金の返金が生じます。返金は、報告時を原則とします。ただし、通年の活動で3月中も活動をしている場合は、3月末までに返金してください。

4 その他

- ・単なる旅行や食事だけを目的とするような活動は対象としません。
- ・参加者には、無理のない範囲で参加費等の負担を求めてください。
- ・1人当たりの助成額（助成金額÷参加者数）の上限は1,500円とする。
- ・1人当たりの食材費助成額〔（食材費-助成金以外の収入額合計）÷参加者〕の上限は300円とする。
- ・記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部又は下部に正書し、訂正箇所に押印してください。修正テープなどによる修正は不可です。
- ・共同募金の配分金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることをチラシなどに記載するなどして、参加者の方々への周知をお願いします。

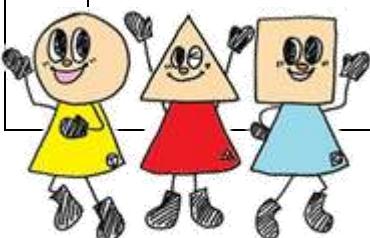
※記載例：「この活動は共同募金配分金を原資とする所沢市社会福祉協議会の助成金を受けています。」

「応援します！地域福祉活動助成事業」に関する Q&A

令和3年1月作成

	Q	A
1	複数回のサロンを実施しており、うち年1回はバスを借り上げ、日帰りの外出をしていますが、助成金を充てることはできますか？	申請の段階で計画している場合は、充てることができます。ただし、助成金を充てることができるのは、 <u>1回当たり10,000円以内</u> となっていますので、その範囲の中で充当可能です。
2	サロンで使う食材を運搬するためのガソリン代は該当しますか？	サロンの準備部分になるので、サロンの自己資金で対応してください。
3	自宅のプリンターでチラシ等の印刷をしていますが、インク代はどのように計上したら良いですか？	インクの消費量に応じて、年1回はインクを購入し、印刷者に渡す、などグループとして予め話し合っておき、その範囲で購入してください。
4	お店のポイントカードを利用して支払いに充てた場合は、レシート金額をそのまま載せて良いですか？	実際に現金でお支払いした金額で計算してください。ポイント支払い分は差し引いた金額をお願いします。
5	クレジットカードで支払った場合、領収書が無いのですが、どうしたら良いですか？	クレジットカードやキャッシュレスでの支払いは行わないでください。現金での支払いのみとします。
6	行事・イベントスタッフとして募集したボランティアに謝礼や交通費の支払いは該当しますか？	行事・イベントに出演する演者への支払いは該当しますが、イベントスタッフに対しては、主催者側とみなしますので、該当しません。 <u>また、謝礼を金券や物品でお渡しする場合は、購入の領収書と受領書（受け取り者のサイン又は押印があるもの）を添付してください。</u>

7	行事・イベントの準備のための打合せはどこまで該当しますか？	行事・イベント実施日の活動経費のみ該当します。ただし、前日の会場設営のための、会場費（賃借料）は該当します。
8	グループの定例会や打合せの経費はどこまで該当しますか？	グループの運営経費は該当しません。
9	振込費用はどこに計上しますか？（講師謝礼の振込や保険料の振込など）	振込手数料はその支出項目の一部として計上してください。
10	活動の運営資金を得るためにバザーを開催します。単発の行事・イベントに該当しますか？	資金獲得を目的とした活動のため、地域福祉活動ではなく、助成金の対象となる活動にはなりません。
11	自宅の一部を使って、活動する場合は、会場使用料として計上できますか？	自宅を使用する場合は、会場使用料は計上できません。
12	活動で使用する道具が高額で、団体として購入できないため、個人の私物を、活動で使用する際に、賃借料として計上できますか？	個人の私物を活動に借用する場合、賃借料は計上できません。
13	講師謝礼の上限額はありますか？	上限額の設定はありませんが、あくまでも地域福祉活動の一環としての講師であることをご理解いただき、実費相当で対応してください。
14	活動内の飲酒について、助成金を充てなければ、問題ないですか？	自己資金で購入したお酒であっても、助成金を活用した活動内では、すべての飲酒が対象外の活動となります。また、助成金を充当していない（申請書に記載の無い）活動中の飲酒についても、助成金交付団体として、節度のある活動をお願いします。



令和 3年 4月 10日

社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 会長 様

応援します!地域福祉活動助成事業 申請書

申請者 所 在 地 〒 **359-1112**
所沢市泉町1861-1
 団体名 **所沢いきいきクラブ**

代表者氏名 **所沢 花子**

印

下記の地域福祉活動について助成金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 活動名 **いきいきふれあい会食会**

2 助成金の種類 以下、該当するものに1箇所チェック図をしてください

- 複数回のサロン活動や配食活動等の実施(150,000円以内、1回当たり10,000円以内)→
 (**12** 回)
- 単発の交流会やイベント等の実施(40,000円以内)
- 学習・研修会の実施(30,000円以内)
- 当該申請年度中に団体を設立するための準備経費等(30,000円以内)

3 助成金申請額 **20,000** 円(下記のDの額以内)

→※千円未満切り捨て

※申請額の算出基礎

活動総予算 A (別紙2より)	助成基準額 B (B=A×1/2)	助成限度額 C (実施要綱参照)	実質助成限度額 D (BとCを比較して少ない方)
56,520 円	28,000 円	120,000 円	28,000 円

→※千円未満切り捨て

4 添付書類

- ①会則
- ②会員名簿(氏名、住所の記載があるもの)
- ③前年度事業報告書及び決算書(用意出来ない場合は前々年度)
- ④本年度事業計画書及び予算書(用意出来ない場合は前年度)
- ⑤団体の概要が分かるパンフレット等
- ⑥振込み先通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の記載部分)
- ⑦備品購入の場合は見積書の写し
- ⑧その他、社会福祉協議会から指定されたもの

決裁	次のとおり決定してよろしいか伺います。			適否	決定年月日			年月日
会長	常務理事	事務局長	事務局次長	課長	副主幹	主査	担当	收受印

応援します！地域福祉活動助成事業 申請書

1 団体について

記入者(申請担当者) 氏名 **社協 太郎**
 〒359-1143
 通知等送付先 **所沢市泉町1861-1**
 電話番号 **04-2925-0041**

団体名	所沢いきいきクラブ		
所在地	所沢市泉町 1861-1	電話	04-2925-0041
		FAX	04-2925-3419
代表者氏名	所沢 花子		
設立(活動開始)年	13 年		
構成員	5 人		

【活動目的】

急速な高齢化によって泉町周辺でも、単身高齢者や高齢者のみの世帯が急増している。そのような状況の中、高齢になっても地域のつながりを保ちながら、いつまでも元気でいきいきとした生活が過ごせるよう、身近な地域での交流の場をつくることを目的としています。

【活動内容】

単身高齢者や高齢者のみの世帯の方を対象に、お茶を飲みながらおしゃべりをしたり、情報交換等を行っています。

所沢市社会福祉協議会 会員	<input checked="" type="radio"/> 会員 <input type="radio"/> 非会員 (いずれかに○をつけてください)
---------------	--

応援します！地域福祉活動助成事業 申請書

2 助成金を希望する活動について

活動名 いきいきふれあい会食会

【申請理由】少人数の会員で年間を通しての活動を支えています。自助努力もしていますが、会費収入も少額であり、参加者として多くの負担をかけられない状況なので、保険代、食料費の一部について助成をお願いいたします。

【事業目的】参加する高齢者や障害をもつ人たちが、新しい友達が増え、ボランティアも含めたお互いを、地域の仲間として認め合うことで、毎日の生活にも活力が生れると期待しています。

【事業内容】○○○を会場として月1回、通年で茶話会を行っています。13時30分から15時が茶話会で、その前後30分が準備と反省と諸連絡の時間です。

【共同募金配分金活用の周知について】

茶話会のチラシに記載し、周知を行います。

実施時期	令和3年 4月 26日～令和4年 3月 28日 (12回)		
参加者	合計 300 人 ※複数回行う活動については、延べ人数を記入してください。		
	主催者 60 人	対象者 240 人	その他 人
	1人当たり助成額 66 円(助成金÷参加者数) ※小数点以下切り捨て		
	1人当たりの食材費助成額 28 円 ※小数点以下切り捨て ≪(食材費-助成金以外の収入合計)÷参加者合計≫		
会場	○○○1階 会議室		
収入(内訳)	項目	予算額	内容
	助成金	20,000 円	
	自己資金	6,520 円	年会費
	参加費	30,000 円	1人 100円 × 300人
	その他		
	計	56,520 円	
収支予算	項目	予算額	内容
	食材費	45,000 円	お茶 150円×300人
	入場料	円	
	交通費	円	
	印刷代	1,120 円	チラシ印刷、写真、資料他
	宿泊費	円	
	保険代	8,400 円	700円(25人×28円×12回)
	消耗品代	2,000 円	ラップ、洗剤、他
	備品代	円	
	謝礼金	円	
	通信費	円	
	賃借料	円	
	繰越金	円	
	その他	円	
	計	56,520 円	

【返金あり】

令和3年4月10日

社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 会長 様

応援します！地域福祉活動助成事業 報告書

報告者 所 在 地 〒359-1112 所沢市泉町1861-1

団 体 名 所沢いきいきクラブ

代表者氏名 所沢 花子

印

このことについて、下記の通り関係書類を添えて報告します。

記

活動名	いきいきふれあい会食会		
実施時期	令和2年 7月 27日 ~ 令和2年 9月 28日 (2回)		
参加者	合計 40 人 ※複数回行う活動については、延べ人数を記入してください。 主催者 10 人 対象者 30 人 その他 人		
会場	○○○集会所		
活動費支出済額A 決算額から繰越金・返金を除いた額 {(決算額) - (①繰越金 + ②返金)}	助成基準額B (B=A×2/3) ※千円未満切り捨て	助成額C (交付決定額)	差額D(C-B) (助成基準額Bが助成額C を下回った場合のみ記入)
19,280 円	12,000 円	20,000 円	8,000 円
1人当たり助成額	300 円(助成金額÷参加者数)		

→ ※小数点以下切り捨て

●返金の有無 無し 有り (金額 8,000 円)

●添付書類 ①領収書の写し

②活動内容のわかる印刷物、写真等

決裁	次のとおり決定してよろしいか伺います。			適・否	決定年月日		年 月 日	
会長	常務理事	事務局長	事務局次長	課長	副主幹	主査	担当	收受印

応援します！地域福祉活動助成事業 報告書

実施内容	新型コロナウィルス感染拡大により、毎月第4月曜日に予定していた茶話会は、7月と9月の2回のみの実施となりました。○○○集会所にて、近隣の高齢者・障がい者の方たちと、茶話会を行いました。
活動の効果	参加者の方たちが、新しい友達が増え、地域の仲間と楽しく過ごすことで、毎日の生活も活力となったようです。 また、参加者の見守り、孤立やひきこもりの防止につながりました。
取り組み内容 課題への	一人ひとりが役割を持ち、みんなで協力しあって活動しています。また、様々な場面で活動を周知し、仲間を増やせるよう声かけしています。

【共同募金配分金活用の周知について】

チラシへの記載 **会場での説明** · ホームページ・SNS等への記載 · その他()

収支決算	収入(内訳)	項目	予算額	決算額	内容
	助成金	20,000 円	20,000 円		
	自己資金	6,520 円	3,280 円		
	参加費	30,000 円	4,000 円	1人 100 円× 40 人	
	その他	円	円		
	計	56,520 円	27,280 円		
支出(内訳)	項目	予算額	決算額	内容	領収シートNo.
	食材費	45,000 円	6,000 円	お茶、菓子	1
	入場料	円	円		
	交通費	円	円		
	印刷代	1,120 円	800 円	チラシ印刷	2
	宿泊費	円	円		
	保険代	8,400 円	1,120 円	行家用保険	3
	消耗品代	2,000 円	8,000 円	ラップ、アルコール等	4
	備品代	円	円		
	謝礼金	円	円		
	通信費	円	3,360 円	切手 84 円×40 枚	
	賃借料	円	円		
	その他	円	円		
	①繰越金	円	円		
	②返金	円	8,000 円		
	計	56,520 円	27,280 円		

会計: 社協 花子

印

監事: 所沢 泉子

印

項目【 食材費 】

No. 1

ここにレシートを貼り付けてください

○○スーパー 所沢店
令和2年〇月〇日

○○スーパー 所沢店
令和2年〇月〇日

○○スーパー 所沢店
令和2年〇月〇日

○○スーパー 所沢店
令和2年〇月〇日

項目 :【 食材費 】

合計 **35,000** 円

受 領 書

令和〇年 〇月 〇日

ボランティアグループ〇〇〇〇の会 様

下記のとおり、受領いたしました。

1. クオカード 3,000円分 1枚

2. _____

3. _____

サンプル

〇〇マジックの会

代表 〇〇 〇〇

所沢市泉町 1861-1

印

「共同募金ありがとうメッセージ」の提供について（お願い）

埼玉共同募金会では、県民の皆様方に共同募金への理解を深めていただきため、広報資材やホームページ等を活用して助成事業の成果を広報しています。

つきましては、この広報素材としたいので、下記事項にご留意のうえ、別紙により活用状況を報告くださいますようお願いいたします。

なお、施設・団体においても、助成事業の成果を広報紙やホームページ等に積極的に公表してください。

記

1. ご提供いただきたい広報素材

寄付者に対するメッセージ及び助成物件の活用状況や助成事業の様子が分かる写真
備品購入、工事の助成については、整備したものだけではなく実際に活用している
写真をお願いいたします。

なお、必ず被写体の方のご了解をいただきますようお願いいたします。

別紙様式は、埼玉県共同募金会のホームページからもダウンロードできます。

2. 使用目的

埼玉県共同募金会及び中央共同募金会ホームページ、各種広報資材、埼玉県社会福祉協議会が発行する福祉情報誌「SAI」、寄付者への報告等への掲載

3. 提供方法等

(1) メールで送付 (**11@akaihane-saitama.or.jp** へお送りください)

データ容量が大きい場合は、データ転送サービス等を使用してお送りください。

(2) 郵送

写真は、光沢紙に現像したものをお送りください。返却を希望する場合は指示ください。

お問い合わせ先 業務課 電話：048-822-4045

【活用例】



ポスター

リーフレット

広報誌「SAI」

寄付者等への報告書

助成金を探すには…

埼玉県社会福祉協議会

埼玉県市民活動・ボランティアセンター

http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/research_6.html

The screenshot shows a search results page for grants and awards. The left sidebar has links for 'ボランティア情報を探す' (Search for volunteer information), 'ボランティア募集情報' (Volunteer recruitment information), 'イベント・講座情報' (Event and seminar information), and a highlighted '助成金・表彰情報' (Grant and award information). The main content area displays a table of search results with columns for '活動内容' (Activity content), '募集状況' (Recruitment status), and '詳細情報' (Detailed information). The results include various grants and awards from organizations like 'サイエンス振興基金' (Science Promotion Fund) and 'WAM助成' (WAM Grant). On the right side, there are four boxes with blue headers: '地域福祉活動・施設の災害復旧への助成金' (Grants for regional welfare activities and disaster recovery of facilities), 'こども食堂応援基金助成事業' (Fundraising for children's meals), '浦和熊馬こども基金助成事業' (Fundraising for children's funds), and 'ふれあいの時基金助成事業' (Fundraising for the time fund).

活動内容	募集状況	詳細情報
助成金	募集中	サイエンス振興基金
助成金	募集中	防護協議会災害援助助成
助成金	募集中	WAM助成（社会福祉振興助成金）
助成金	募集中	近畿復興財團「難民助成」
助成金	募集中	さわやか運動部「地域助け合い基金助成
助成金	募集中	高年齢者雇用安定助成金（事業主向け）
助成金	募集中	豊川漁港に誕生の夢を「みちのく漁業基金」
助成金	募集中	TechSoulソフトウェア育成プログラム
助成金	募集中	太竹財團助成

その他 助成金情報サイト

- NPO コバトンびん

<https://www.saitamaken-npo.net/html/jyosei-seminar/index.html>

- 助成財団センター助成プログラム検索

<http://www.jfc.or.jp/>

- CANPAN 助成制度データベース

<https://fields.canpan.info/grant/>

- 認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

<http://www.npoweb.jp/topics/news/subsidy/>

ボランティアグループ・市民活動団体情報登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が広く市内のボランティア・NPO など市民活動団体に関する情報を収集し、所沢市民等に情報提供するための必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の対象となる団体)

第2条 登録の対象となる団体は次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 別表に掲げる活動に該当すること。
- (2) 構成員が5名以上の自主的に組織された団体であり、構成員の半数以上が所沢市内在住者であること。
- (3) 所沢市内で活動が行われていること。
- (4) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。
- (5) 活動目的、運営方法について定款、会則、又は規約等で定めていること。
- (6) 特定の公職者（候補者）や政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団等反社会的活動と関係していないこと。
- (8) その他、公共の情報として不適当なものでないこと。

(登録の手続き)

第3条 登録を希望する団体は、ボランティアグループ・市民活動団体登録票（様式第1号）を本会会長に提出する。

- 2 本会会長は、登録票を受理したときは、記載事項を確認し、適當と認めたときはボランティアグループ・市民活動団体情報登録台帳に登録する。
- 3 本会会長は、登録手続きが完了したときは、ボランティアグループ・市民活動団体情報登録完了通知書（様式第2号）により団体に通知する。

(登録事項の変更)

第4条 登録事項に変更が生じたときは、第3条に規定する手続きをもって、速やかに登録事項を変更する。

(登録の抹消)

第5条 登録団体は、第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき、又は登録の抹消を希望するときは、ボランティアグループ・市民活動団体情報登録抹消届出票（様式第3号）を本会会長に提出する。

- 2 本会会長は、登録抹消届出票を受理したときは、速やかに登録を抹消する。
- 3 本会会長は、登録団体が次の各号に該当するときは、登録を抹消することができる。
 - (1) 登録情報に虚偽の事項があったとき。
 - (2) 団体として信用を失う行為があったとき。
 - (3) その他本会会長が必要であると認めたとき。

4 本会会長は、登録抹消手続きが完了したときは、ボランティアグループ・市民活動団体情報登録抹消完了通知書（様式第4号）により団体に通知する。

（個人情報の保護）

第7条 本会は、個人のプライバシーを侵害しないため、個人情報は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理する。

（登録団体の情報提供）

第8条 本会は、ホームページ、電子メール、郵便、書面、電話または口頭等の手段で様式第1号に記載されている登録団体の情報（個人情報を除く）を提供することができる。

2 本会は、個人の同意を得たうえで、様式第1号に記載されている個人情報を提供することができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（社会福祉法人所沢市社会福祉協議会ボランティアグループ登録実施要綱の廃止）

2 社会福祉法人所沢市社会福祉協議会ボランティアグループ登録実施要綱〔平成16年4月1日施行〕は廃止する。

（施行期日）

3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

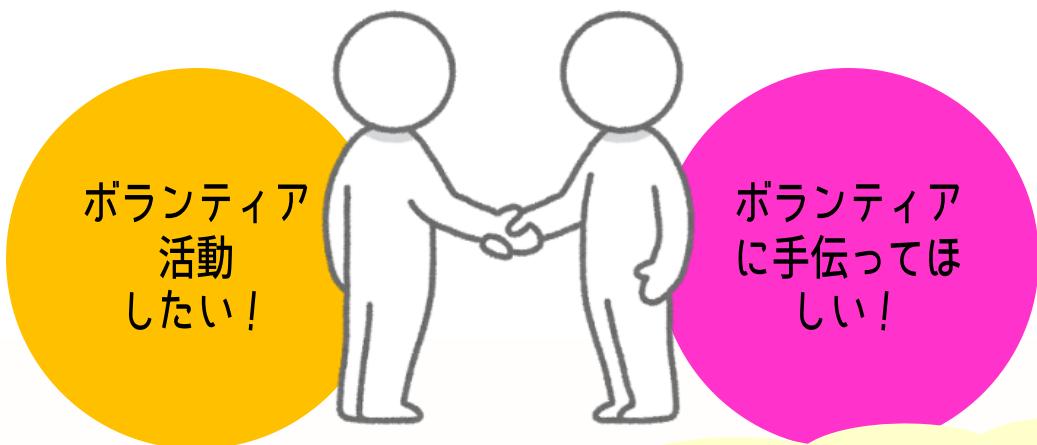
別表（第2条関係）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7条）第2号第1条に規定する活動

①保健・医療又は福祉の増進を図る活動、②社会教育の推進を図る活動、③まちづくりの推進を図る活動、④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、⑤環境の保全を図る活動、⑥災害救援活動、⑦地域安全活動、⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動、⑨国際協力の活動、⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、⑪子どもの健全育成を図る活動、⑫情報化社会の発展を図る活動、⑬科学技術の振興を図る活動、⑭経済活動の活性化を図る活動、⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、⑯消費者の保護を図る活動、⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

こんにちは ボランティアセンター です！

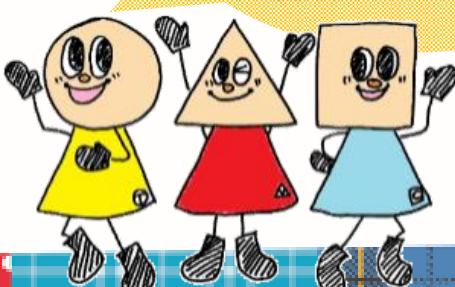
ボランティアをしたい人と、してほしい人を
つなげるはたらきをしています。



ボランティアに関するご相談は、
ボランティアセンターへ！

その他、情報発信や、ボランティア活動に関する相談・手続き、各団体との調整など、市民のみなさま誰もが、ボランティア活動に参加でき、“豊かな心で健やかに自分らしく暮らせる支え合いのまちづくり”を目指しています。

お気軽に
こどもと福祉の未来館3階
ボランティアセンターへ
お立ち寄りください！
(平日 8:30~17:15)



ボランティア情報や社協からの
お知らせを配信します！



お友達になって



欲しいぴよ…



所沢市社会福祉協議会 地域福祉推進課／ボランティアセンター
電話：04-2925-0041 FAX：04-2925-3419
メール：0041m@toko-shakyo.or.jp

MEMO